

問い合わせ先		
(介護等施設について)	(障害者支援について)	(児童養護施設について)
担当課 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課	担当課 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	担当課 子ども青少年局 青少年育成部 子ども家庭課
直 通 072-228-7348	直 通 072-228-7510	直 通 072-228-7331
内 線 3184	内 線 3160	内 線 3330
F A X 072-228-7481	F A X 072-228-8918	F A X 072-228-8341

## 施設入所者と家族等とのデジタル面会を支援します

### ～「しゃべる」機会の確保(高齢者のフレイル予防など)～

入所型の介護等施設や障害者支援施設、児童養護施設（以下、対象施設）の多くでは、外部からの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家族等との面会を制限、中止しています。

そのため、入所者が会話する機会が減少したり、行動意欲が低下したりするなど、心身面での不安が懸念されています。

本市では、希望する対象施設にタブレット端末を貸し出す取組を新たに進めることで、テレビ電話などにより、入所者と家族等が、お互いの顔を見ながら会話できる環境整備を支援し、「しゃべる」機会を確保することにより、高齢者のフレイル予防のほか、入所者と家族等の寂しさやストレス、不安の軽減などに取り組みます。

#### 1 対象施設

- ・市内 91 施設(介護等施設、障害者支援施設、児童養護施設)のうちタブレット端末の貸し出しを希望する施設

#### 2 取組概要

- ・施設ごとにタブレット端末2台を貸し出します。
- ・入所者は居室等にて、家族は施設内の面会室や自宅（自己所有のスマホ等を活用）等にて、テレビ電話などの機能を活用して面会・会話をしていただくことを想定しています。

#### 3 貸出期間等

- ・令和2年4月22日から希望する施設を募集し、令和2年4月30日から貸出を開始する予定です。(募集は5月末まで)
- ・貸出期間は貸し出しから4か月とします。

#### 4 申込方法

- ・メール等にて施設の意向を確認

#### 5 費用

- ・貸し出しは無料（Wi-Fiなど通信環境の整備は施設側の負担となります。）